

## 介護保険負担限度額認定(食費と居住費の減額制度)のご案内

★減額制度を利用するためには、申請が必要です。

介護保険施設や、ショートステイを利用する方の食費・部屋代については、ご本人による負担が原則ですが、所得が低い方については、食費・部屋代の負担軽減を行っています。

申請後、「介護保険負担限度額認定証」が交付されますので、施設に提示してください。

### <軽減要件>

利用者負担段階	対象者
第1段階	・生活保護を受けている方 ・老齢福祉年金を受給している方で、世帯員全員が市町村民税非課税の方
第2段階	世帯全員及び配偶者(※1)が市町村民税非課税で、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の方 かつ 本人の預貯金等(※2)が1,000万円以下(配偶者がいる場合は夫婦合わせて2,000万円以下)の方
第3段階	世帯全員及び配偶者(※1)が市町村民税非課税で、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える方 かつ 本人の預貯金等(※2)が1,000万円以下(配偶者がいる場合は夫婦合わせて2,000万円以下)の方

※1 「配偶者」には、世帯分離している配偶者または内縁関係の者を含みます。DV防止法における配偶者からの暴力があった場合や、行方不明の場合などは含めません。

※2 対象となるのは、預貯金、有価証券、投資信託、その他の現金、負債(一般的な金銭の借入、住宅ローン等)

預貯金等に含まれるもの	確認のために添付が必要な書類
<b>預貯金</b>	通帳の写し (インターネットバンクの口座残高ページの写し)
<b>有価証券</b> (株式・国債・地方債・社債など)	証券会社や銀行の口座残高の写し (ウェブサイトの写しも可)
<b>金・銀</b> (積み立て購入を含む)など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の銀行の口座残高の写し (ウェブサイトの写しも可)
<b>投資信託</b>	銀行、投資銀行、証券会社等の口座残高の写し (ウェブサイトの写しも可)
<b>タンス預金(現金)</b>	自己申告
<b>負債</b> <u>預貯金等の額と相殺。ただし、営む事業に関する負債は除く。</u>	借用証書(貸付額、返済期日等が記載され、署名、捺印がある金銭消費貸借契約書などの負債額を確認できる書面)
<b>【申告不要な資産】</b> 生命保険、自動車、貴金属(腕時計、宝石など、時価評価額の把握が困難であるもの)、その他高価な価値のあるもので、ゴルフ場会員権など時価評価額の把握が困難であるもの。	

裏面に続きます。

## ※預貯金額等の添付書類について

- ・ 通帳が複数ある場合は、全ての通帳のコピーを添付します。(配偶者分も)
- ・ 申請(予定)日直近の最終残高が確認できるよう、記帳してください。
- ・ 1通の通帳につき、以下のコピーが必要です。
  - (1)銀行・支店・口座番号・名義 (→表紙を開けたページ・上下とも)
  - (2)最終残高 (→直近の記帳があるページ・上下とも)
  - (3)同じ通帳で定期預金も預けている場合は、定期預金の最終残高
- ・ 全てA4用紙に片面印刷し、本人分、配偶者分に分けてください。
- ・ 全ての通帳の残高を計算し、合計金額を申請書に記入してください。

## ※その他、必要な添付書類

### 配偶者の非課税証明書

配偶者が本年1月1日現在、久慈広域連合管外(久慈市、洋野町、野田村、普代村以外の市区町村)に居住している場合は「非課税証明書」を添付してください。入手方法については、配偶者の住民票がある市町村にお問い合わせください。

## 注 意 事 項

- 認定有効期間は、申請日(受付日)の属する月の初日からになりますので、申請日(受付日)は、久慈広域連合または各市町村の介護保険相談窓口へ到着した日とします。郵便申請の場合は、久慈広域連合へ到着した日を申請日(受付日)とします。
- 今回の手続きのみを、別の住所(施設やご家族)に送付することはできませんので、送付先を変更したい場合は、「介護保険関係書類送付先変更届出書」とあわせて提出してください。
- 虚偽の申告により、不当に軽減を受けると、軽減額の返還に加えて、最大で軽減額の2倍の加算金が課せられる場合があります。
- 申請書に、記入・押印もれ、添付書類の不足がある場合は、受付ができません。その際は、久慈広域連合から、返送し、再度提出いただくことになり、認定が遅れる場合もありますので、提出の際は十分に確認をお願いします。
- 申請が困難な場合、代行申請を依頼することもできます。その場合、申請書の他、通帳等を預けるか、通帳等の写しを添付することが必要となりますので、ケアマネジャーや施設担当者にご確認ください。
- 1度申請をして、非該当の方でも、その後、世帯構成・所得状況・預貯金額等が変更になった場合には、再度申請いただくことで、再判定が可能です。
- 負担限度額認定証には有効期限があり、その期間は申請のあった月の初日から翌年(1月以降の申請の場合は同年)7月31日までです。

### <申請の受付窓口>

久慈広域連合 介護保険課(久慈市役所分庁舎)または下記の場所で受付します。

- 久慈市のお住まいの方 …(元気の泉)介護支援課 または 山形総合支所 山形福祉室
- 洋野町にお住まいの方 …種市庁舎 福祉課 または 大野庁舎 総合サービス課
- 野田村にお住まいの方 …野田村役場 住民福祉課
- 普代村にお住まいの方 …普代村役場 住民福祉課

※郵送による申請も可能です。

『〒028-0056 岩手県久慈市中町一丁目68番地 久慈広域連合 介護保険課』あて送付ください。